

申請者(個人)の氏名変更

建築士事務所の開設者は、個人事務所開設者の姓名に変更があった場合は、2週間以内に変更届を提出してください。(建築士法第23条の5)

変更が生じてから2週間以上経過している場合は、**理由書**が必要です。

■申請に必要な書類 <正本1部提出>

※変更登録済みの通知書は発行されません。受付印が必要な方は副本をご用意ください。

①建築士事務所登録事項変更届(愛指定様式2)

人が変わる場合は変更には該当しません(廃業および新規登録が必要です)。

婚姻等により登録申請者本人の氏名が変わる場合の手続きです。

②添付書類

・戸籍謄本または抄本(原本)

③委任状(代理申請の場合)<社員の場合は不要>

建築士住所等の届出は

直接建築士会へ【令和3年4月より】

ご提出いただくようになりました。

■提出先・問い合わせ先

愛媛県指定事務所登録機関

一般社団法人 愛媛県建築士事務所協会

〒790-0002 愛媛県松山市二番町4丁目1-5 建築士会館3階

(協会へのアクセスはホームページをご参照ください)

Tel:089-945-5200 Fax:089-945-5318

なお、申請書類は窓口持参又は**受取確認**のできる**簡易書留等**でご提出ください。